

会 議 録

会議の名称	第16回 西東京市スポーツ振興審議会
開催日時	17年2月21日(月)19時00分から21時00分まで
開催場所	スポーツセンター会議室
出席者	渡邊会長、伊藤委員、指田委員、能智委員、内田委員、田口委員、蒲谷委員、事務局 富所課長、井上係長、新井主査
議 題	1. (仮称)西東京市体育館について 2. 平成16年度西東京市スポーツ振興事業補助金について
報告事項	
会議資料の名称	事前配付資料 前回会議録 資料50 西東京市スポーツに関するアンケート調査単純集計結果概要報告 当日配布 資料51 西東京市スポーツ振興事業補助金の審査結果 資料52 (仮称)西東京市体育館使用料算出表
記録方法	会議内容の要点記録
会 議 内 容	
<p>会長： 会長挨拶(省略) 本日は、松島職務代理、柴山委員が欠席する旨連絡がありました。 事務局より配布資料並びに連絡事項があれば説明願いたい。</p> <p>事務局： 配付資料説明する。前回会議録を事前送付させて頂いた。会議録につい</p>	

ては、特に意見がなければ承認して頂いたものとして処理させて頂きたい。

会長：

特に各委員で問題がなければ承認することにしたい。

議題1（仮称）西東京市体育館の名称について入りたい。

前回休憩中の審議で3つに絞った経緯があります。本日は、1つに絞って教育委員会へ報告したい。現在、南町スポーツ・文化交流センター、南町スポーツプラザ、南町文化・スポーツセンターの3つが出ている。まちづくり交付金の対象とするには、文化交流を入れないといけないのではないかと考えている。

会長：

委員の意見を頂きたい。

事務局：

意見がなければ会長一任頂きたい。

まちづくり交付金の対象に南町地域がなっている。地域コミュニティの中心施設となっている。

交付金の趣旨から文化・スポーツのイメージができる施設がよろしいのではないかという意見も頂いている。

2階に文化的機能の展示室を持った施設とラウンジ的に見る施設もある施設であるのでその辺を配慮できる名称をお願いしたい。

会長：

委員に依存がなければ、南町スポーツ・文化交流したいと思います。

会長：

次の議題に入りたい。事務局より説明願いたい。

事務局：

議題2 平成16年度西東京市スポーツ振興事業補助金について別紙資料に基づき説明する。特に問題がなければ決定し補助金を支出したいと考えている。

会長：

特に委員より意見なしと認め、事務局の報告のとおり5団体 6件 234,000円審査結果のとおり承認する。

そのほかに社会体育関係事業補助金がある。一本化したほうが良いのではないか。

事務局：

この補助金は、益金活用という趣旨でまだ数年続くと思う。数年かけて

見直しが必要かと思う。ただし、趣旨としては全国大会に出場するのに必要かと思う。

会長：

審議会としては、承認する。

次の報告事項に入りたい。スポーツクラブについて委員により途中経過について報告をお願いしたい。

委員：

2月14日午後、夜間に分けてスポーツ振興施設の競技団体、体協、地域住民を対象に報告会をした。それぞれ20団体が参加して頂いた。

今後としては2月28日スポーツクラブ設立準備会を立ち上げた後に運営委員を選出し、委員を中心に趣意書・規約等を検討して頂く予定で17年度中には、西原地区にスポーツクラブを立ち上げたい思っている。そこで西東京市総合型地域スポーツクラブ設立準備検討委員会としても10回の審議で提言としてまとめることになっている。3月には教育委員会へ提言予定である。

会長：

質問がなければ次へ進みたい。

事務局：

(仮称)西東京市体育館使用料について説明させて頂きたい。まずスポーツ施設の見直しの基本的なことについては、平成16年10月開催のスポーツ振興審議会での時期に見直しを説明する必要性について説明させて頂いた。

使用料算出に当たって平成15年7月市の方針として示された使用料等の適正化に関する基本方針により基本的ルールが示された。基本的ルールとしては、使用料にかかるサービス原価を求めること。

原価をサービス内容に公費負担と受益者負担と按分することになっている。負担割合は、50パーセントとしたものである。

3点目は、近隣自治体の類似施設を考慮すること。

4点目は、使用料の改定をするときは、市民生活を考慮して改定額は、特別を除いて現行の1.5倍とする。先の12月定例会で既に承認されていることから本日は、報告という事にさせて頂いている。今度建替えられる(仮称)西東京市体育館は、使用料審議会に提案するため17年2月13日教育委員会に西東京市社会体育施設使用料の適正化に関する諮問を上程し議決を経て、2月15日使用料等審議会に諮問を行なっているところである。

今後については、審議会で審議され答申されることになっている。開設時間は、午前9時から午後9時の1日3区分の3時間単位で利用して頂く。使用方法としては、個人使用と団体使用区分に分けて使用するものである。使用料は、個人と団体使用に分けて算出している。

それでは、資料52(仮称)西東京市体育館使用料算出表に基づき説明す

る。(省略)

会長：
提案説明について審問があれば受けたい。

委員：
理論上の適性額が見えない。

事務局
具体的事例で説明する。(省略)

会長
本日は、使用料審議会に諮問する中身について報告を受けた。特に質問がなければ報告を承認とさせて頂く。

事務局
市民意向調査について本年10月に実施したものである。今回事前送付させて頂いたものは、単純結果の報告書の1部で現在分析・調査中である。成果品の納品後に審議会委員へ送付し来年のスポーツ振興計画に活用して頂ければと考えている。

会長：
特になければ本日は閉会としたい。

会長：
次回は、3月22日開催予定したい。